平成２２年（フ）第１５１号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地465松美荘Ｆ、前住所青森県八戸市大字市川町字菖蒲谷地142番地７
債務者　市川久美子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第１４５号
山形県鶴岡市稲生１丁目４番48号
債務者　小関　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２９号
山形県鶴岡市藤島字西川原34番地
債務者　豊田　忠良
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７１号
新潟県胎内市鴻ノ巣2216番地１
債務者　榎本　　実
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７２号
新潟県胎内市鴻ノ巣2216番地１
債務者　榎本ヨシエ
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５６４号
京都市伏見区日野西大道町53番地１　カレル日野201号
債務者　加賀　素子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅907号
債務者　梅山工業こと梅山こと　姜　　丙大
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
京都市伏見区納所星柳６番地の16
債務者　瀬古　敦司
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
京都市山科区川田土仏６番地８
債務者　佐野　國雄
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
京都市左京区鹿ケ谷高岸町１番地１　市営住宅９棟207号
債務者　雲龍こと　山田　利秋
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字八講田16番地23
債務者　辻　　清次
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
奈良市大宮町６丁目３―29　阪奈ビル610号、住民票上の住所京都市北区西賀茂柿ノ木町73番地
債務者　清水　輝子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市平之町16番18号スカイコーポ上拾石303号
債務者　小林　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4058番地３谷山新島ビル402号
債務者　溝口　健一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目13番24号みどり荘203号
債務者　藤下　涼子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市三和町21番26号大田アパート202号
債務者　森田　　工
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係